

委員会議事概要

1 委員会名	令和4年度 第8回沖縄海区漁業調整委員会
2 開催日時	令和4年11月18日(金) 14:00~15:05
3 開催場所	沖縄県庁6階第2特別会議室
4 出席委員 (定数15名中11名)	(会場参加) 上原亀一委員、池田博委員、赤嶺博之委員、大城和夫委員、 大嶺嘉昭委員、当真聡委員、八前隆一委員、新立弘子委員 (Web参加) 伊良波宏紀委員、藤田喜久委員、城間恒浩委員
5 議事録署名人	大嶺嘉昭委員、城間恒浩委員
6 議事内容	
(1)第1号議案	浮魚礁の敷設承認申請について(P1~P26、別添)
【要旨】	新規承認申請が6基(沖縄県)あった。原案のとおり全て承認された。
【特記事項】	特になし。
(2)第2号議案	ウミガメの採捕承認申請について(P27~P35)
【要旨】	試験研究目的1件(琉球大学大学院)、漁業1件(八重山漁協所属)の申請があり、試験研究目的の申請は原案のとおり承認されたが、漁業目的の申請は、承認枠の上限を超過しているため不承認となった。
【特記事項】	<p>【城間委員】試験研究の内容は生きた生体ではなくて、死骸だけを採捕するのか。死骸も採捕の範囲か。</p> <p>【事務局】漂着したものや衰弱している状況の採捕も想定されるので、採捕承認申請を出すこととした。</p> <p>【城間委員】明らかな死骸の場合には採捕に当たらないのか。ウミガメ採捕に係る委員会指示違反の疑義案件で、採捕が問題になっている。生きているかどうかポイントになるならば、確認をしたい。</p> <p>【事務局】死骸も採捕として扱う。</p> <p>【当真委員】試験研究の申請で、場所が特定されているが、それ以外の場所で、死骸を見つけたときに、情報提供して、それを活用してもらうことは可能か。あくまでもこの場所だけでしか採捕しないのか。</p> <p>【事務局】どこに漂着するか分からないが、場所が特定出来ない状況では承認できないので、想定される場所を明示させた。想定外の場所での漂着は、変更申請の手続きをしてもらうことを想定している。</p> <p>【当真委員】漂着があった場合、申請者に連絡をして、情報提供した方がいいのか、無視した方がいいのか。</p>

	<p>【事務局】申請者とその指導教官に確認したい。回答が得られ次第、通知する。</p> <p>【八前委員】今年度は採捕枠が一杯で承認できない。申請の時期をある程度そろえないと、タイミングが悪くて承認が得られないのは、採捕枠を増やしても、想定されるのではないか。</p> <p>【事務局】次年度は検討したい。申請時期は集中するが、その後に予定外の申請もあるので、対応できるようにした。</p> <p>【新立委員】ウミガメの採捕の申請の時期を県で決められないのか。1年間いつでも申請できると、結局、枠の上限に達して、採捕できないことも出てくる。</p> <p>【事務局】漁業目的の場合は漁期があるが、それ以外の事情での申請もある。また試験研究の場合は時期が制限できない。今後検討したい。</p>
(3) 第3号議案	<p>沖縄県第8次栽培漁業基本計画(案)に係る知事からの諮問について(諮問) (P36～P68、別添)</p>
【要旨】	<p>沿岸漁場整備開発法に基づき、国が策定する基本方針と調和する形で、各都道府県において定められる栽培漁業基本計画の策定にあたって、県から同計画についての諮問があった。次回、委員会から答申を行うこととなった。</p>
【特記事項】	<p>【当真委員】基本計画の中で新旧対照、今後養殖等の方針がないタイワンガザミとか、タカセガイは削除されているが、必要性を感じた場合は、また後で加えるという考えか。</p> <p>【水産課】実情に合わせて、養殖対象種と栽培漁業、放流用の対象種とを明確に分けて記載することになったので、養殖対象種は外した。養殖対象種は、また別の計画で養殖対象として扱うかを検討する。放流対象種で外されたものは、(2)過去に、生産・放流技術が開発されている種で、県機関において栽培漁業に関する技術が開発されたが、現在は、需要の低下等により放流を中断した水産動物だ。これらは、県が、漁業協同組合等へ技術移転を進め、各地域で種苗生産・放流が検討された際は、技術支援をして、対応したい。</p> <p>【池田委員】ハマフエフキの数を半減する計画だが、需要がないのか。</p> <p>【水産課】需要というよりも、施設の面積や生産規模に限りがあるので、他の養殖対象種との兼ね合いで、水槽の充てられる面積や規模からこの数字になる。技術水準の低下ではない。</p> <p>【池田委員】毎年、中城湾、沿振協で放流事業を行っているが、その個体数でそれは十分カバーできるのかを確認をしたい。</p>

	<p>【水産課】放流用及び養殖用として毎年種苗要望調査で取りまとめ、栽培センターでの生産規模を決め、要望に応えられるように調整している。</p> <p>【事務局】協議に近いが、諮問として提案されたので、議案として出した。来月の委員会で実際に審議、答申としたい。</p> <p>【上原議長】次回審議事項で処理する。</p>
(4) 第4号議案	沖縄県漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の改正について (P69～P77)
【要旨】	ソデイカの採捕に係る委員会指示の大幅な改正を受けて、沖縄県漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の記載内容との齟齬が発生したため、それを修正する改正案を提案した。特に異論はなく、事務局案どおりに承認された。
【特記事項】	<p>【赤嶺委員】委員会の承認を受けずに採捕した場合は重大な違反となるが、承認を受けないとソデイカを捕ってはいけないのか。</p> <p>【事務局】こちらの未承認は、委員会指示の第5の試験研究の目的での承認申請の場合だ。試験研究目的での、漁期以外の時期に操業、はえ縄での操業を想定して設定している。</p> <p>【赤嶺委員】トビイカ漁業時に混獲されるソデイカの採捕も禁止なのか。</p> <p>【事務局】難しい。採捕とは何かになる。速やかに捨ててもらふことになる。クロマグロは、漁獲量の上限に達してもクロマグロが釣れるが、かかっても速やかにリリースすればよいという運用だ。</p>
(5) 報告事項 1	ウミガメの採捕に関する委員会指示違反について (P78～P82)
【要旨】	継続審議となっている久米島のウミガメの事案について、水産課が県の法律顧問の弁護士に法律相談を行った。このときに助言を受けて、対応を調整している。来月の委員会で提案することを報告した。
【特記事項】	【事務局】県の弁護士に相談したのは、今回カメを捕ったことが故意だったか、故意でなかったかをどう判断するかだ。天方委員とも意見交換しており、調整はほぼ終わって、事務局の案はできつつあるので、次回の委員会で事務局案を、審議していただくという予定だ。